

学校いじめ防止基本方針

県立磐田南高等学校

本校は、校訓「質実剛健」「真剣至誠」「文武両道」のもと、人格の陶冶を教育目標に掲げ、高いところさしをもった人間性豊かな生徒の育成を目指しています。徳のある人間性の育成を第一義とし、「1部活1ボランティア活動」等の実践と生徒の学校行事への積極的な取組により、互いを認め合い、他者を思いやる心を育成します。一人一人の生徒が、高いところさしと目標を持って充実した学校生活を送ることができるよう、日々の教育活動に取り組んでいます。

今回、「学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たり、人の心や体を傷つけるいじめは絶対に許されない行為であること、いじめをしない、いじめを見逃さないという強い心を育むことを生徒及び教職員の共通の認識とし、「学校いじめ防止基本方針」を定めました。

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかは、必ず複数の教員が情報を共有し判断するようにします。その際、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。いじめであるか判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。いじめられた生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすることを第一とします。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、ネット上での嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、心が深く傷つき、重大な事案に繋がります。

また、いじめた、いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、集団の中で、いじめを「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として見て見ぬふりをして関わらない生徒がいたりすることがあり、いじめの問題を集団の問題として捉えることも必要になります。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒

にも、どこでも起こりうるということを踏まえ、すべての生徒に向けた対応・指導が必要になります。いじめは、未然に防止することが最も重要であり、普段の学校生活の中で、いじめが起こりにくい環境や人間関係をつくり上げていくことが重要であると考えます。

(1) いじめの未然防止

本校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、生徒同士が、互いの考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる環境が重要であると考えます。そこで、ホームルーム活動や学校行事等を活用し、より良い人間関係の構築や、問題を自分達の力で解決していくような集団を作り上げていきます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。本校では、アンケート調査や個人面談など、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者からの訴えがあった場合、速やかに事実関係を確認し、いじめの有無を判断します。いじめが発見された場合には、申告な事態にならないように、学校、家庭が連携し、速やかに協力して対応していくよう努めます。いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を検討します。

(3) 関連機関との連携

いじめの問題に学校、家庭の連携・協力だけでは十分対応しきれないと判断した場合は、教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、適切に対応していきます。

4 いじめの防止等のための達成目標

- (1) いじめの未然防止のために、年間指導計画において、生徒が良好な友人関係を構築し、集団の中で信頼関係をつくることを勧める行事等の教育活動を位置づけて実施し、生徒に対する調査において、心身の健康が好ましい状態であると判断できる。
- (2) いじめの早期発見のために、普段から生徒の学校生活の状況を把握し気になる生徒は、毎月職員会議等で定期的に報告し職員全体で共有する。
- (3) いじめまたはいじめと疑われる行為等の報告があった場合は、数日以内に学校いじめ防止委員会を開き、その後の対応を決定する。
- (4) いじめの事案が発生した場合は、解消するまで継続的に対応し、解消後も日常的に注意深く観察等をして再発しないよう留意する。

第2章 組織の設置

1 組織

学校いじめ防止基本方針に則り、「学校いじめ防止委員会」を設置します。その構成委員は、教頭、生徒課長、生徒課職員、学年主任、当該生徒の担任とします。また、必要に応じて、当該生徒の部活動顧問、相談室長、養護教諭等を委員とします。

いじめの内容によっては、専門的な見地からの意見をスクールカウンセラーやスクールサポーターから聞き対応します。

2 委員会

いじめの防止、早期発見のための方策の見直しや検討、教職員の研修会の企画を行います。

いじめに関する事案が発生した場合、生徒課の職員を中心に被害生徒及び加害生徒から事実確認を行います。その後、臨時に委員会を招集し、対応を検討します。

第3章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員で取り組みます。そのためには、生徒が良好な友人関係を構築することが重要であり、すべての生徒が規律正しい態度で授業に参加し、主体的に学校行事に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを進めます。

2 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校生活やより良い人間関係づくりについて、生徒自らが考える機会を設けるなど教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

3 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は学校に相談するようホームページなどによる啓発に取り組みます。

4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上

特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行うとともに、教職員の資質能力向上を図ります。

5 学校評価により取組の改善

いじめの防止等のための取組に係る達成目標に対して、学校評価において目標の達成条項を評価します。

6 年間指導計画

月	内 容	目 的
4月	<ul style="list-style-type: none">・学校いじめ防止基本方針の周知（生徒、保護者等）・e-ネット安心講座等の実施・HRデー（遠足）	<ul style="list-style-type: none">・生徒、保護者にいじめの問題と取組について理解を深める。・携帯電話、スマホの適切な使い方、ネットに関する危険性について理解させる。・新しいクラスの中で、相互の理解を深め、人間関係づくりを図る。

5月	・生徒総会	・学校生活やより良い人間関係づくりについて、生徒自らが考える機会とする。
6月	・はぐま祭（文化祭）	・生徒の主体的な活動の中で、クラスや部活動の仲間と協力し、やり遂げる体験を通して、より良い人間関係づくりを図る。
	・授業公開週間	・生徒が主体的に参加できる授業を行うための授業改善をすべての教職員が行う。
7月	・夏季球技大会	・仲間と協力する中で互いの良さを認め、より良い人間関係づくりを図る。
9月	・体育大会	・集団の中での自己の役割を認識し、仲間と協力する中で互いの良さを認め、より良い人間関係づくりを図る。
10月	・保育体験実習（1年生）	・幼児に対する理解を積極的な関わりの中で、人のために行動する価値や人を思いやる心を育む。
11月	・授業公開週間	・生徒が主体的に参加できる授業を行うための授業改善をすべての教職員が行う。
12月	・修学旅行（2年生）	・旅行への主体的な参加を通して、集団行動の意義、他者の理解、自己のあり方を考える機会とする。
2月	・生徒総会	・学校生活やより良い人間関係づくりについて、生徒自らが考える機会とする。
3月	・春季球技大会	・仲間と協力する中で互いの良さを認め、より良い人間関係づくりを図る。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の表情や態度、その変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、HR担任を中心とした教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

2 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察とともに、人間関係のトラブル、いじめについての実態調査を行い、複数の目による状況の見立てを行います。

3 相談体制

スクールカウンセラーの協力を元に、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携して対応します。

4 年間指導計画

月	内 容	目 的
4月	・面接週間	・新しいクラスにおける生徒の悩みを担任が聞き、問題の早期発見に努める。
4月～ 7月	・新入生全員に対して3分間 カウンセリングの実施	・中学校時代の様子と高校入学後の状況、家族の状況等を相談室で聞き、生徒の理解に努める。
5月	・生活意識調査の実施	・生徒の家庭での様子、携帯等への依存度を調査し、問題の早期発見に努める。
7月	・保護者面談の実施	・担任と保護者の信頼関係を構築し、家庭での状況を聞くとともに、友人関係等で問題を抱える生徒の理解に努める。
9月	・こころの健康調査の実施	・生徒の悩み、健康状況を調べる中に、人間関係のトラブル、いじめについての項目を入れ、実態を調査する。問題を抱える生徒については、相談室で個別面談を実施し、教職員の間で情報を共有する。
10月	・面接週間	・生徒の生活状況を担任が把握し、問題の早期発見に努める。
2月	・相談室における情報交換	・年間を通して実施したスクールカウンセラーとの面談から、問題を抱える生徒について、教職員の間で情報を共有する。

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、組織的に対応することを原則とします。その際、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導します。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒課長を通して、いじめ防止委員会において直ちに情報を共有します。共有する内容は、

- ① 誰が誰をいじめているのか、関係している人物は誰か。(加害者と被害者、関係者)
- ② いつ、どこで起ったのか(時間と場所)
- ③ 具体的にどのようないじめか(内容)
- ④ いじめのきっかけは(背景と要因)
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか(期間)

等、実態把握に必要な事項を適切に判断して得た内容を共有します。その後は、生徒課及び当該学年が中心となり、いじめの有無の確認を慎重に行います。その際、いじめの被害生徒及び加害生徒から事情確認を行い、いじめ防止委員会において適切に判断します。

問題行動がいじめと判断された場合、いじめられている生徒の気持ちに十分配慮しま

す。いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることが第一であり、必要に応じて養護教諭、相談室及びスクールカウンセラーと連携して対処します。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは相手の心を深く傷つける重大なことであることをしっかり理解させ、十分な反省を求めます。その際、いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で臨み、生徒課を中心とした家庭謹慎等を含む指導を行います。

いじめた生徒の保護者に対しては、いじめの行為に対しての理解を得た上で、学校と保護者が連携して適切に対応できるよう協力を求めます。

ネット上の不適切な書き込み等については、いじめと判断される行為が認められた場合、直ちに削除する措置をとり、いじめた生徒に対しての指導を同様に行います。

いじめが犯罪行為に当たると認められた場合は、速やかに警察に相談・連携のもと対応します。

学校がいじめと判断した場合は、その指導内容、経緯及び結果について県教育委員会に報告します。

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していきます。

第6章 重大事態への対応

1 基本的な考え方

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

重大事態とは、以下のとおり規定されています。

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害があった場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) 欠席の原因がいじめであると疑われ、生徒が相当の期間学校（年間30日を目安とする）を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

2 対応

速やかに県教育委員会に報告し、その判断により本校が主体となる場合は、「学校いじめ防止委員会」における検討の上、必要な体制をしっかりと整えて対応します。

重大事態の調査においては、客観的な事実関係の把握を重視し、いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、調査結果をもとにした事実関係等の情報を提供します。

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、調査結果等を踏まえた適切な措置をとります。

3 重大事態対応フロー図

(「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より)

■いじめの疑いに関する情報

法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告

■重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは…

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

■調 査

☞学校の設置者が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体の場合】

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

参考資料

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省) URL

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf

平成26年9月4日施行
平成30年7月19日改定